

拜啓時下愈御多祥被爲渡奉賀候

陳者今回弊所東京工場に於て爭議相起り遂に罷業を行ふに至り尊慮を煩はし候事誠に恐縮の至に奉存候左に事件の真相を闡明し経過の概要を御報告申上度存候

弊所は現下財界不況に際し仕事量の減少による従業員の手空きを調節する方法に就ては大に苦慮する處あり此際人員の整理の如きは極力之を避けんとし止むを得ず先般來手空工人に對し常用日給全額を給與して歸休せしむることを實行し一方鶴見工場に移轉の準備を進めて鋭意苦境の打開に努力罷在候次第に有之候

然るに東京工場工人中一部過激思想を有する工人は上述の如き會社の苦衷を顧ることなく全従業員の代表と稱し本月十日十二項に亘る要求を嘆願書として提出し來り候弊所はこの嘆願に對し誠意を以て之に應ずべく十二日従業員代表に面會して各項につき疑義を質し追て回答を爲すべき旨を言明したるにも拘らず工人等は一部の煽動に依り早計にも突如十三日朝より總罷業に入りたるものに有之同日午後に至り更に十六項目に亘る要求書を提出したるに依り直ちに左の回答を與へたる次第に有之候

要求ニ對スル回答事項

- 一、 補對ニ解雇セザルコトハ約束スベキ性質ノモノニ
アラス但此ニ解雇セザルコトハ勿論ナリ
 - 二、 男女一様ニ最低六十四ヲ保證セル常用貸金制度ノ
ミヲ採用スルコトハ容認シ難シ
 - 三、 規定ノ退職慰勞金ヲ増額シ退職理由ノ如何ヲ問ハ
ズ一様ニ支給スルコトハ容認シ難シ
 - 四、 公傷ニヨル不具者ハ從來全權出來ルヲ解雇セザ
ル方針ナリ
 - 五、 移轉料ヲ職員(特ニ高級職員)ト全權百二十圓ト
スルコトハ容認シ難シ
 - 六、 移轉後保證スベキ貸金ノ計算期間ヲ特ニ工人ノ收
入ノ多かりシ昨年三月ヨリ八月マデニ限ルコトハ
容認シ難シ
 - 七、 仕事ノ性質、體弱及種額ニ應ジテ定ムル仕事給ヲ
廢止スルコトハ容認シ難シ
 - 八、 總テノ工人ニ年二回毎回五種以上ノ昇給ヲナスコ
トハ容認シ難シ但會計財政ノ許ス範圍ニ於テ適時
- 昇給セシムルコトハ勿論ナリ
 - 九、 會社ノ營業成績ノ如何ヲ問ハズ初期毎ニ四十圓以
上ノ賞與ヲ支給スルコトハ容認シ難シ
 - 一〇、 自働工具ノ修繕ハ會社ニ於テ之ヲナスコトトスベ
シ
 - 一一、 初月五日間每人ノ生理休暇ヲ認メ之ニ對シ貸金ヲ
支給スルコトハ容認シ難シ
 - 一二、 移轉ノ時期ハ未定ナリ、但目下ノ處四月ヨリ開始
スル見込ナレドモ職場ニヨリ異ナルヲ以テ確定次
第出來ル丈ケ速ニ發表スベシ
 - 一三、 罷業中ノ給料ハ支給シ難シ
 - 一四、 體休制度(仕事ノナキモノヲ給シ日給全額ヲ支給
スル制度)ノ廢止ハ容認シ難シ
 - 一五、 今回ノ事件ニ付犠牲者ヲ出サザル事ハ豫メ約束シ
難シ
 - 一六、 相當ノ理由ナラシテ請負單價ノ引下ヲナスコトナ
シ

事情右の如く今回の事は何等具體的の交渉を目的としたるものに無之爭議を爲さんが爲めに形式的に嘆願書を提出したるものに過ぎざり被存候此の如き従業員の行爲に對しては弊所は事業經營者として何等の責任を負ふこと能はざるのみならず斯の如きは勞資間の正常なる關係を誤り産業を不安ならしむるものと信じ努めて慎重の態度を持し嚴正なる方針の下に臨機の處置を講じ一日も早く圓滿なる解決を告げんことを冀望して已まざる處に有之候幸に弊所の苦衷を諒せられ此上とも御援助を賜はり候様偏に奉願上候

敬具

昭和六年二月十四日

株式會社芝浦製作所